

情報倶楽部

2025年3月

No. 286

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 交際費等の範囲から除外される飲食費

Q. 交際費等の範囲から除外される飲食費が1人当たり1万円以下になりましたが、業界団体等の懇親会費などはどのような取扱いになりますか？

A. 令和6年分の税制改正で、交際費等の範囲から除外される飲食費が1人当たり1万円以下に引き上げられました。

ここでいう飲食費等とは、「飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額」で、飲食等のために要する費用の総額をいいます。

このことから、1人当たりの飲食費の計算に当たっては、個々の得意先等が飲食店等においてそれぞれの程度の飲食等を実際に行ったかどうかにかかわらず、飲食費の総額を単純にその飲食等に参加した人数で除して計算した金額で判定することになるのですが、おたずねのような業界団体等の懇親会費については、その飲食費の総額を確認することが難しいことから、費用を負担した法人側にその費用の総額の通知がなく、かつ、その飲食等に要する1人当たりの費用の金額がおおむね1万円程度に止まると想定される場合には、その分担又は負担した金額をもって判定しても問題ないとされています。

[No.5265 交際費等の範囲と損金不算入額の計算 | 国税庁](#)

★ 地域未来投資促進税制

Q. 地域未来投資促進税制の基準が明らかにされたそうですが、どのようになりましたか？

A. 地域未来投資促進税制とは、地域未来投資促進法に係る承認地域経済牽引事業者が、平成29年7月31日から令和7年3月31日までの間に、承認地域経済牽引事業の促進区域内で事業計画に従い特定地域経済牽引事業施設等を新設等する際にその新設等に係る施設等を構成する新品の機械装置や器具備品、建物及びその附属設備等(特定事業用機械等)を取得等して、これを事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除の選択適用ができるという制度です。

令和6年の税制改正では、特定事業用機械等のうち、機械装置・器具備品につき、地域未来投資促進法の承認を受けた法人が、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する

基準に適合することにつき主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業の用に供したもので、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす一定のものであるものについては、令和6年4月1日以後に取得等する特定事業用機械等の税額控除割合が6%にすることとされました。一定のものの基準には、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から5年間における労働生産性の伸び率が5%以上であること、対象事業者が下請事業者等とのパートナーシップ構築宣言を公表していることなどがあります。
[No.5436 地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等](#)
[を取得した場合の特別償却又は税額控除） | 国税庁](#)

そ の 他

★ 自動ダイレクト

Q. 源泉所得税の納付に便利な自動ダイレクトというものがあるそうですが、どのような制度ですか？

A. 自動ダイレクトとは、令和6年4月から始まったサービスで、e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等のデータの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができるというものです。

利用をするには、ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録を完了する必要があります。

そして、次の全ての条件に該当する場合に利用ができます。

① 令和6年4月1日以降に法定納期限が到来する申告手続き

② 法定納期限内に申告手続きをする場合

自動ダイレクトを利用すると、各申告手続きの法定納期限に納税額が口座引き落としされます。

利用額は次のとおりで、限度額が定められていますので注意してください。ただし、利用する金融機関のダイレクト納付利用可能額が次の額より低い場合は、その額となります。

令和6年4月1日～令和8年3月31日→1,000万円以下

令和8年4月1日～令和10年3月31日→3,000万円以下

令和10年4月1日以降 → 1億円以下

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0024001-051.pdf>

★ 申告書等の提出確認

Q. 令和7年から、書面で提出した申告書等の控えに收受日付印の押印がされなくなったそうですが、提出したかどうかの確認は、どうしたらできますか

A. 当分の間は、希望者には窓口で交付されるリーフレットに申告書等を収受した日付や税務署名を記載したものが配られます。また、郵送等で申告書等に返信用封筒を同封し

て提出した者についても、同様の対応が採られます。

なお、申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認するには、次の方法があります。

① e-Taxによる申告・申請手続

e-Taxで申告等データを送信すると受信通知がメッセージボックスに格納されます。申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。

② 申告書等情報取得サービス

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。

③ 税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

④ 保有個人情報の開示請求

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。

[令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて | 国税庁](#)

[【申告書の提出確認】 | 国税庁](#)

[申告書等の情報の取得について | 国税庁](#)

★ 確定申告会場での申告

Q. 確定申告会場へ行って相談しながら申告をしたいのですが、どのような手順になりますか？

A. 確定申告の相談及び申告書の受付は、令和7年2月17日から3月17日までで、確定申告会場への入場には整理券が必要になります。

入場整理券は各会場で当日配付されますが、LINEを通じたオンライン事前発行もできます。確定申告会場では自分のスマホを利用し、確定申告書等作成コーナーを利用して申告書等を作成、e-Taxにより送信(提出)することになりますので、**スマホを持参する必要があります。**

また、**e-Tax送信の際にはマイナンバーカードを使用します**ので、こちらも持参する必要があります。

マイナンバーカードには、**①e-Taxにログインする際に必要となる利用者証明用電子証明書(パスワード：数字4桁)と、②作成した申告等データを送信する際に電子署名を行うために必要となる署名用電子証明書(パスワード：英数字6～16文字)が必要**ですので、事前にパスワードを確認しておく必要があります。

なお、マイナンバーカードを利用してe-Taxにより送信するためには、「マイナポータルアプリ」のインストールが必要です。事前にスマホから、デジタル庁ホームページ「マイナポータルアプリ」にアクセスし、アプリのインストールをしておくとう便利です。